

令和6年度就労移行支援技術向上研修業務 プロポーザル実施要領

この要領は、令和6年度就労移行支援技術向上研修業務について、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

1 委託事業の内容等

(1) 目的

本事業は、就労移行支援事業所等（以下「事業所等」という。）を対象とした研修等を実施し、支援技術の向上を図ることで、事業所等から民間企業等への一般就労の移行を促進することを目的とする。

(2) 委託事業内容

別紙「令和6年度就労移行支援技術向上研修業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この額は事業の予算規模を示すものであり、予定価格を示すものではないので注意すること。

2 委託事業の内容等

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。
- (6) 「令和6年度就労移行支援技術向上研修業務」と同種又は類似の研修業務を履行した実績を有する者であること。

3 担当部局

茨城県福祉部 障害福祉課 企画担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番地6

電話 029-301-3357

FAX 029-301-3370

Email : shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

No.	提出書類	部数
1	企画提案書（表紙）（様式第1号）	1部
2	企画提案書（自由様式） 仕様書に記載された業務の具体的な内容が分かるもの。 ただし、以下の内容については、必ず記載すること。 ① 研修の具体的な内容 ・一般就労移行支援に係る課題の考察、およびその解決に向けてどのようにアプローチする研修とするか。 ・就労支援における効果的なアプローチ事例等、事業所が関心を持てるような、短期的に実務に資する知識・技術等が培える内容が含まれているか。 ② 業務スケジュール ③ 業務の実施・運営体制 ※ A4判、20ページ以内で作成すること。 ※ 文章を補充するために必要なイラスト、イメージ図等の使用可 ※ 1ページ目の余白に事業者名を記載すること。	5部
3	経費見積書（様式第2号）	5部
4	企画提案書の提出者に要求される資格要件に係る証明書（様式第3号）	5部
5	同種又は類似の業務実績書（様式4号）	5部
6	会社概要等説明書（会社案内、パンフレット等）	5部

(2) 提出方法

4 (1) 記載の書類及び部数を持参、郵送（書留郵便又は配達証明）又は宅配便（提出先に届いたことが証明できるものに限る）により提出すること。

なお、持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

「3 担当部局」のとおり

(4) 提出期限

令和6年10月23日（水）午後5時（必着）

5 質問の受付

公告の日から令和6年10月11日（金）午後5時まで、担当部局へのメール又はFAXにて受け付ける。

なお、メール又はFAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

6 審査方法

(1) 審査の実施及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置する審査委員会において、下記6(2)の審査基準により審査を行い、受託候補者1者を選定する。（プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。）

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 審査基準

各委員の審査結果を集計し、70%以上の点数を得点し、かつ一番高い点数の者を契約候補先として選定する。合計点数が同じ場合には、見積額がより低廉である者を契約候補先として選定する。

審査項目	審査基準（着眼点）	配点
業務の理解度	① 業務の趣旨・目的を理解し、提案内容に反映しているか。	15
提案の的確性	② 仕様書の内容を的確に踏まえた提案内容となっているか。 ③ 一般就労移行支援に係る課題解決に資するものであるか。	20
業務の具体性・実現性	④ 実施方法が具体的で実現性を有しているか。 ⑤ 短期的に実務に資する知識・技術等が培える内容であるか。	20
業務の創意・工夫	⑥ 提案内容に対象事業所が関心を持てるような創意・工夫はあるか。	15
業務の実施体制	⑦ 業務実施のために適切な組織体制、運営体制が確保されているか。	10
同種又は類似の業務実績	⑧ 「就労移行支援技術向上研修業務」と同種又は類似の業務実績を有しているか。	10
見積額の妥当性	⑨ 見積額及び積算根拠は適切か。	10
合計		100

7 契約手続き

(1) 契約相手方の決定方法

県は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「規則」という。）に定める随意契約の手続きにより、業務委託者として決定した者から見積書を徴し、見積金額が規則第146条の規定に基づき作成する予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

なお、契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、あるいは業務受託者として決定された者が辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

(2) 契約書の作成

本事業は契約書の作成を要する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第138条第2項第6号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見

積決定により別途決定する。

- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 採用された企画提案書の著作権は、茨城県へ帰属する。

(様式第1号)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
申請者
代表者氏名

「令和6年度就労移行支援技術向上研修業務プロポーザル実施要領」に基づき提出します。

記

- 1 業務名称 令和6年度就労移行支援技術向上研修業務
- 2 添付書類
 - (1) 令和6年度就労移行支援技術向上研修業務 経費見積書 (様式第2号)
 - (2) 資格要件に係る証明書 (様式第3号)
 - (3) 同種又は類似の業務実績報告書 (様式第4号)
 - (4) 会社概要等説明書

3 企画提案書提出の責任者

(ふりがな) 氏 名	
所 属	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

(様式第2号)

令和6年度就労移行支援技術向上研修業務 経費見積書

年 月 日

茨城県知事 殿
(障害福祉課扱い)

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

「令和6年度就労移行支援技術向上研修業務」に係る経費について、下記のとおり見積ります。

記

- 1 業務名 令和6年度就労移行支援技術向上研修業務
- 2 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで
- 3 見積金額 円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 4 経費内訳 (見積金額の内訳) 別紙のとおり

(様式第2号 別紙)

経費区分	積算内訳	金額(円)

- ※ 算出方法がわかるように積算内訳を記入してください。
- ※ 経費区分例(人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、雑費等)
- ※ 行数が不足する場合は適宜追加してください。

(様式第3号)

資格要件に係る証明書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
申請者
代表者氏名

令和6年度就労移行支援技術向上研修業務のプロポーザル参加に要求される下記の要件を全て満たしていることに相違ありません。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。
- (6) 「令和6年度就労移行支援技術向上研修業務」と同種又は類似の研修業務を履行した実績を有する者であること。

(様式第 4 号)

同種又は類似の業務実績報告書

事業名	発注者 商号又は名称 住所	業務の概要	契約金額 (単位 : 千円) 履行期間